南山学会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、「南山学会 (Nanzan Academic Society)」と称す。
- 第2条 本会は、その事務局を南山大学内におく。
- 第3条 本会は、南山大学における研究活動を促進することを目的とし、次の事業を行う。
 - 1 研究会および講演会の開催
 - 2 機関誌その他図書の刊行
 - 3 経済学会、経営学会および法学会が行う出版事業の助成
 - 4 前各号のほか理事会において適当と認めた事業

第2章 会 員

- 第4条 本会会員の構成は、次の3種とする。
 - 1 正会員 南山大学専任の教員
 - 2 準会員 前号以外の南山学園専任教職員、南山大学非常勤講師、南山大学大学院 生、研究生およびその他の者で、理事会の承認を経た者
 - 3 名誉会員 南山大学名誉教授および本会に功労のあった者で、理事会の承認を経た 者
- 第5条 正会員は、次のいずれかの系列を選択し、そこに所属する。
 - 1 文学・語学系列
 - 2 人文・自然系列
 - 3 経済系列
 - 4 経営系列
 - 5 法学系列
 - 6 社会科学系列
 - 7 理工学系列

第3章 役員および事務局

- 第6条 本会に次の役員をおく。
 - 1 会 長 1名
 - 2 副会長 1名
 - 3 理 事 7~8名(うち常任理事1名)
 - 4 幹 事 9名
 - 5 監事 1名
- 第7条 会長は、南山大学長とする。
 - ② 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 第8条 副会長は、南山大学副学長とする。
 - ② 副会長は会長を補佐し、会長に故障のある時はこれを代理する。
- 第9条 理事は、常任理事1名の他に、第5条に定める系列からそれぞれ1名が就任する。
 - ② 常任理事は、会員の中から会長が委嘱する。なお、各系列から選出される理事との兼務を妨げない。
 - ③ 各系列からの理事の選出は、系列会議での選挙または協議によるものとする。
 - ④ 理事は会員を統括し、理事会を構成して、本会の事業の運営にあたる。
- 第10条 幹事は、第5条に定める系列のうち文学・語学系列および人文・自然系列から各2名、 経済系列、経営系列、法学系列、社会科学系列および理工学系列から各1名が就任する。
 - ② 幹事の選出は、系列会議での選挙または協議によるものとする。
 - ③ 幹事は、理事を補佐して、本会の実行にあたる。
 - ④ 幹事は、理事会に出席し、決議に参加することができる。
- 第11条 監事は、正会員から1名が就任する。
 - ② 監事は、理事会が候補者を選出し、総会で決定する。
 - ③ 監事は、本会の会計を監査する。
- 第12条 理事、監事および幹事の任期は2年とし、それぞれの重任は認めない。
- 第13条 本会の事務局には、事務職員をおく。

第4章 会 議

- 第14条 本会の会議は、総会、理事会及び系列会議とする。
- 第15条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。なお、会長は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。
 - ② 総会は、全正会員の3分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席正会員の過半数をもって決する。ただし、定足数の算定にあたっては、長期欠勤者、在外研究者およびこれに準ずる者を除くことができる。
- 第16条 総会の議長は、その都度これを選出する。
- 第17条 理事会は、常任理事が招集する。
 - ② 会長および副会長は、理事会に出席し意見を述べることができる。
- 第18条 系列会議は、各系列の理事が招集し、次の事項を管掌する。
 - 1 理事および幹事の選出
 - 2 研究例会の運営
 - 3 その他系列会議の運営に必要な事項

第5章 会 計

- 第19条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。
- 第20条 本会の会計年度は、4月に始まり3月に終わる。
- 第21条 予算案および決算報告書は、総会に提出し、その承認を経なければならない。

第6章 補 則

第22条 本会則の改正は、総会の決議による。

附 則

本会則は昭和26年5月第1回総会において承認、即日施行。その後、下記の一部改正を経て、昭和53年5月17日の通常総会において全面的に改正され、即日施行される。

```
昭和29年 6月16日
昭和31年 6月22日
昭和32年 5月29日
昭和33年 5月28日
昭和34年 6月 1日
昭和36年 3月15日
昭和42年 6月 9日
昭和44年 5月21日
昭和 45 年 12 月 16 日
昭和54年 5月16日
            一部(5条5号)改正、昭和55年4月1日より施行
昭和56年5月13日 一部(3条3号、4号)改正、即日施行
昭和61年 5月21日 一部 (3条3号、5条3号・4号、8条1項、9条1項) 改正、即日施行
平成12年 3月15日 一部(5条、6条3号・4号、9条1項、10条、13条、)改正、
              平成12年4月1日より施行
平成12年 5月31日
            一部(9条3項、12条、17条2項)改正、即日施行
2007年 5月30日
            一部(6条1項3号、9条1、2、3、4項)改正、即日施行
            一部 (9条3項、10条1、2項、11条1項、14条、18条) 改正、
2007年 11月 7日
              即日施行
            一部(5条1項7号、10条1項)改正、即日施行
2009 年
     5月27日
            一部(5条1項6号、10条1項)改正、即日施行
2010年
     4月28日
2014 年
     4月30日
           一部(5条1項7号、10条1項)改正、即日施行
            一部(11条)改正、即日施行
2019 年
    5月1日
```